带広市児童会館広告掲出実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、帯広市児童会館広告掲出要領(令和2年4月1日制定。以下「要領」 という。)の実施の細目について定めるものとする。

(広告掲出位置の指定等)

第2条 要領第2条第1項に規定する指定広告掲出位置及び同条第2項に規定する種類等は、次のとおりとする。

種類	掲出位置	規格	募集枠数	募集担当課
エントランスホ	エントラン	縦 728mm×横 515mm	2枠	生涯学習部
ール広告パネル	スホール	(B2版)		生涯学習文化室
(B2縦ポスタ	(壁面)			児童会館
<u>)</u>				

- 2 広告掲出の具体的な位置については、別図のとおりとする。
- 3 個々の広告の掲出位置は抽選により決定する。ただし、配色及びデザイン等により広告配置上バランスを欠くと認められるときは、児童会館館長において調整することができる。

(広告募集の時期、方法等)

第3条 要領第5条の広告の募集の時期は、毎年2月とする。ただし、年度の途中で広告枠を新たに設置し、又は広告枠に空きが生じたときは、随時募集する。

- 2 要領第5条の広告の募集の方法は、広告掲出に関し必要な事項を市のホームページその他の広報媒体により周知するものとする。
- 3 広告の募集の単位は、4月から翌年3月までの期間において、1か月を単位とするものとし、最長で12か月までとする。

(広告掲出申込者が直接応募する場合の選定)

第4条 広告掲出申込者は、基準(平成 19 年4月1日制定。以下「基準」という。)第4 条各号に該当しないものとする。

- 2 広告掲出申込者は、次の書類を提出し、帯広市児童会館広告掲出に関する広告掲出者としての選定を受けなければならない。
- (1) 带広市児童会館広告掲出申請書(別記様式第1号)

- (2) 帯広市児童会館広告掲出に係る税情報確認承諾書(別記様式第2号)又は市税完納 証明書
- (3) 会社登記簿等の帯広市内に本支店を置いていることを示す書類
- (4) 行政財産使用許可申請書(別記様式第3号)
- (5) その他児童会館館長が必要と認めた書類

(広告代理店の選定)

第5条 要領第8条第1項の広告代理店は、基準第4条各号に該当しないもののほか、次の要件を満たす広告代理店とする。

- (1) 帯広市内に本支店を置き人員を配置しているもの
- (2) 帯広市の競争入札参加資格登録をしているもの
- 2 要領に基づく広告掲出を取り扱おうとする広告代理店は、次の書類を提出し、帯広市児童会館の広告掲出に関する取扱広告代理店としての選定を受けなければならない。
- (1) 帯広市児童会館広告掲出取扱広告代理店申請書(別記様式第4号)
- (2) 帯広市児童会館広告掲出に係る税情報確認承諾書(別記様式第2号)又は市税完納 証明書
- (3) 会社登記簿等の広告事業を営むものであり、 帯広市に本支店を置いていることを証する書類
- (4) 行政財産使用許可申請書(別記様式第3号)
- (5) その他児童会館館長が必要と認めた書類
- 3 広告代理店の選定は必要に応じて行うこととし、募集時期については市のホームページ等で周知するものとする。
- 4 取扱広告代理店に決定した広告代理店は、その決定通知又はその写しを携行し、広告募集の際、広告掲出を希望する企業等の求めに対し提示できるようにするものとする。

(選定委員会)

第6条 前3条の規定により書類を受けたときは、次の構成員による選定委員会を開催し、前4条及び前5条掲出の可否を決定し、決定通知書(別記様式第5号及び第6号)によりその結果を当該掲出申込者に通知するものとする。

- (1) 児童会館館長
- (2) 児童会館副館長
- (3) 児童会館こども科学係長
- (4) その他児童会館館長が必要と認める者

2 掲出申込者の数が募集枠数を上回った場合は、選定委員会において掲出者の選定または掲出期間の調整等を行う。

(広告掲出料及び使用料)

第7条 要領第12条第1項に基づき、エントランスホール広告パネルの広告掲出料及び使用料の合計額は、1枠につき月額6, 000円とする。

(様式)

第8条 要領第20条の様式は、別記様式第1号から別記様式第6号までとする。

附則

この細目は、令和2年4月1日から施行する。

この細目は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号

別記様式第2号

別記様式第3号

別記様式第4号

別記様式第5号

別記様式第6号

带広市児童会館広告掲出申請書

帯広市児童会館の広告掲出にあたり、掲出業者として選定をいただきたく、申請します。なお、この申請書及び添付書類については、事実と相違ないこと、法令を遵守していること、帯広市広告掲載要綱及び同基準、並びに帯広市児童会館広告掲出要領及び同実施細目を遵守することを誓約します。

年 月 日

帯広市長 様

郵便番号 住 所 称号又は名称 代表者氏名

ED

記

- 1 広告掲出希望媒体名
- 2 広告掲出の取扱を希望する月

希望月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
希望の有無												

(※掲出を希望する月のみ「○」を記入してください。掲出位置は市で決定します。)

9	連絡	4
O.	14年37日	Τ

(1)	担当部署及び担当者氏名	
(2)	電話番号及び FAX 番号	
(3)	電子メールアドレス	

4 添付書類

- (1) 広告掲出に係る税情報確認承諾書(別記様式第2号)又は市税完納証明
- (2) 会社登記簿等の帯広市に本支店を置き人員を配置していることを示す書類
- (3) 行政財産使用許可申請書(別記様式第3号)
- (4) その他児童会館館長が特に必要と認めたもの

広告掲出に係る税情報確認承諾書

私は、帯広市児童会館広告掲出にあたり市税の滞納がないことを確認するため 担当課が税情報について取得・確認することを承諾します。

住所(所在地):

(事業所名):

氏名(代表者名):

(印)

※税情報の取得を承認される場合は、承諾書に記載、押印してください。

事務連絡

年 月 日

収納課長様

館長

市税の納税状況について (照会)

納税番号: 個人(法人名):

上記の個人(法人)に係る帯広市税条例第3条に規定する市税の滞納の有無について、上記の 承諾書に基づき照会します。

事務連絡

年 月 日

様

収 納 課 長

市税の納税状況について (回答)

年 月 日付帯 第 号で照会のあった個人(法人)に係る帯広市税条例 第3条に規定する市税については、

年 月 日現在、滞納はありません。

納税相談を実施し、分納を認め履行中です。

滞納があります。

(以下は、「滯納があります。」に○をつけた場合に使用)

年 月 日、税相談を実施し、分納を認め履行中です。

行政財産使用許可申請書

年 月 日

带広市教育委員会 教育長 様

(児童会館館長)

申請者(法人は、法人名、事務所及び代表者名)

住	所	
氏	名	

次により、行政財産の使用の許可を申請します。

1 財産の表示

名 称	所 在	地 番	種目	数 量 (m²)
帯広市児童会館	帯広市字緑ヶ丘	2	文化施設等	使用箇所内訳のと おり

2	使用目的等	

3 使用箇所内訳

		期間				使用箇所	面 積 (m²)
年	月	日~	年	月	目		

- 4 使用希望期間 自: 年 月 日 至: 年 月 日
- 5 関係書面等 なし
- 6 参考事項等 なし
- 7 添付書面等(登記事項証明書、定款、規約又は寄附行為の写)

带広市児童会館広告掲出取扱広告代理店申請書

帯広市児童会館の広告掲出にあたり、掲出業者として選定をいただきたく、申請します。なお、この申請書及び添付書類については、事実と相違ないこと、法令を遵守していること、帯広市広告掲載要綱及び同基準、並びに帯広市児童会館広告掲出要領及び同実施細目を遵守することを誓約します。

年	月	H

带広市長 様

郵便番号 住 所 称号又は名称 代表者氏名

(EII)

記

- 1 広告掲出希望媒体名
- 2 広告掲出の取扱を希望する月

希望月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月
希望の有無												

(※掲出を希望する月のみ「○」を記入してください。掲出位置は市で決定します。)

0	\ 士 (/// H	
3	連絡先	-

(1)	担当部署及び担当者氏名	
(2)	電話番号及び FAX 番号	
(3)	電子メールアドレス	

4 添付書類

- (1) 広告掲出に係る税情報確認承諾書(別記様式第2号)又は市税完納証明
- (2)会社登記簿等の広告事業を営むものであり、かつ帯広市に本支店を置き人員を配置していることを示す書類
- (3) 行政財産使用許可申請書(別記様式第3号)
- (4) その他児童会館館長が特に必要と認めたもの

带広市児童会館広告掲出者決定通知書

 帯
 第
 号

 年
 月
 日

(住所)

(称号又は名称)

(代表者名)

様

帯 広 市 長

[広告掲出者とすることに決定した場合]

年 月 日付で申請のありました帯広市児童会館広告掲出にあたり、貴社を広告掲出者として選定しましたので通知します。つきましては、帯広市広告掲載要項及び同基準、帯広市児童会館広告掲出要領及び同実施細目を遵守し、掲出を行ってください。

記

- 1 広告の掲出期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 広告作成提出日 別途通知します。

〔広告掲出者としないことに決定した場合〕

年 月 日付で申請のありました帯広市児童会館の広告掲出にあたり、貴社を取扱広告掲出者として選定しないことと決定しましたので通知します。

带広市児童会館広告掲出取扱広告代理店決定通知書

 帯
 第
 号

 年
 月
 日

(住所)

(称号又は名称)

(代表者名)

様

帯 広 市 長

[広告掲出取扱広告代理店とすることに決定した場合]

年 月 日付で申請のありました帯広市児童会館広告掲出にあたり、貴社を広告掲出 取扱代理店として選定しましたので通知します。つきましては、帯広市広告掲載要項及び同基準、 帯広市児童会館広告掲出要領及び同実施細目を遵守し、掲出を行ってください。

記

- 1 広告の掲出期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 広告作成提出日 別途通知します。

[広告掲出取扱広告代理店としないことに決定した場合]

年 月 日付で申請のありました帯広市児童会館の広告掲出にあたり、貴社を広告掲出取扱広告代理店として選定しないことと決定しましたので通知します。